

消費税率引上げに伴う葉山港の利用料等改定のお知らせ

神奈川県県土整備局河川下水道部砂防海岸課

県は、平成31年10月1日からの消費税率引上げ（8%→10%）に伴い、港湾の設置及び管理等に
関する条例（以下「条例」という。）を一部改正し、平成31年10月1日以降の「1 係留料」及び
「2 陸置料」を、下記の表のとおり改定し、平成31年5月1日から適用しますので、ご理解のほ
どよろしくお願ひいたします。

「3 駐車場利用料金」、「4 港湾管理事務所利用料金」及び「5 舟艇上下架装置利用料
金」については、下記の表の利用料金の上限額の範囲内において、指定管理者が知事の承認を得て
定めることとなりますので、その決定額については、指定管理者から別途お知らせします。

なお、利用の期間が1箇年である係留料、陸置料及び船具ロッカー利用料金については、次の計
算式により、月割りで計算した額を徴収します。

計算式＝（改定前単価×9/30以前の月数（1箇月未満の日数は1箇月とする）÷12箇月）

＋（改定後単価×（12箇月－9/30以前の月数（1箇月未満の日数は1箇月とする））÷12箇月）

※ 改定前・改定後単価毎にそれぞれ10円未満切捨て

【改定後の利用料・利用料金の上限度】 ※ 下線部を改定

1 係留料（浮棧橋部分に限る。）

施設名	利用の期間	1箇月未満		1箇月以上1箇年未満		1箇年	
	単 位	1 日		1 箇月		1 箇年	
	利用者 船 長	県内に住所 を有する者	県外に住所 を有する者	県内に住所 を有する者	県外に住所 を有する者	県内に住所 を有する者	県外に住所 を有する者
本港浮棧橋 新港浮棧橋	6m以下のもの	<u>1,880円</u>	<u>2,300円</u>	<u>32,710円</u>	<u>39,260円</u>	<u>356,890円</u>	<u>428,240円</u>
	6mを超え6.5m以下のもの	<u>2,520円</u>	<u>3,030円</u>	<u>42,550円</u>	<u>51,000円</u>	<u>463,850円</u>	<u>556,640円</u>
	6.5mを超え7m以下のもの	<u>2,690円</u>	<u>3,220円</u>	<u>46,220円</u>	<u>55,490円</u>	<u>515,990円</u>	<u>619,110円</u>
	7mを超え7.5m以下のもの	<u>3,100円</u>	<u>3,780円</u>	<u>52,360円</u>	<u>62,870円</u>	<u>572,590円</u>	<u>687,060円</u>
	7.5mを超え8m以下のもの	<u>3,520円</u>	<u>4,200円</u>	<u>58,220円</u>	<u>69,820円</u>	<u>634,950円</u>	<u>761,980円</u>
	8mを超え8.5m以下のもの	<u>3,920円</u>	<u>4,730円</u>	<u>65,740円</u>	<u>78,840円</u>	<u>716,830円</u>	<u>860,220円</u>
	8.5mを超え9m以下のもの	<u>4,330円</u>	<u>5,160円</u>	<u>73,630円</u>	<u>88,390円</u>	<u>803,060円</u>	<u>963,630円</u>
	9mを超え9.5m以下のもの	<u>4,730円</u>	<u>5,690円</u>	<u>79,380円</u>	<u>95,190円</u>	<u>867,010円</u>	<u>1,040,440円</u>
	9.5mを超え10m以下のもの	<u>5,030円</u>	<u>5,970円</u>	<u>85,100円</u>	<u>102,150円</u>	<u>929,540円</u>	<u>1,115,480円</u>
	10mを超えるもの	5,030円に 10mを超える る0.5mまで ごとに 380円を加 算した額	5,970円に 10mを超える る0.5mまで ごとに 500円を加 算した額	85,100円に 10mを超える る0.5mまでご とに 5,690円を加 算した額	102,150円に 10mを超える る0.5mまでご とに 6,790円を加 算した額	929,540円に 10mを超える る0.5mまでご とに 62,040円を加 算した額	1,115,480円 に10mを超え る0.5mまでご とに 75,010円を加 算した額

2 陸置料

施設名	利用の期間	1箇月未満		1箇月以上1箇年未満		1箇年	
	単 位	1 日		1 箇月		1 箇年	
	利用者 船 長	県内に住所 を有する者	県外に住所 を有する者	県内に住所 を有する者	県外に住所 を有する者	県内に住所 を有する者	県外に住所 を有する者
船舶保管 地	4m以下のもの	730円	840円	10,600円	12,720円	124,300円	149,180円
	4mを超え4.5m以下のもの	840円	960円	13,470円	16,240円	147,170円	176,570円
	4.5mを超え5m以下のもの	960円	1,230円	16,610円	19,970円	181,690円	218,090円
	5mを超え5.5m以下のもの	1,100円	1,340円	19,730円	23,730円	215,720円	258,870円
	5.5mを超え6m以下のもの	1,340円	1,600円	22,850円	27,470円	249,860円	299,880円
	6mを超え6.5m以下のもの	1,470円	1,720円	25,480円	30,600円	278,380円	334,030円
	6.5mを超え7m以下のもの	1,720円	2,100円	27,240円	32,730円	312,370円	374,920円
	7mを超え7.5m以下のもの	1,980円	2,350円	32,730円	39,240円	357,780円	429,320円
	7.5mを超え8m以下のもの	2,230円	2,710円	37,980円	45,620円	414,700円	497,620円
	8mを超え8.5m以下のもの	2,590円	3,080円	43,230円	51,880円	472,610円	567,150円
	8.5mを超え9m以下のもの	3,080円	3,720円	52,870円	63,510円	577,030円	692,480円
	9mを超え9.5m以下のもの	3,360円	3,970円	57,270円	68,760円	624,690円	749,630円
	9.5mを超え10m以下のもの	3,720円	4,470円	62,490円	74,990円	681,590円	817,910円
	10mを超えるもの	3,720円に 10mを超える る0.5mまで ごとに 250円を加 算した額	4,470円に 10mを超える る0.5mまで ごとに 290円を加 算した額	62,490円に 10mを超える る0.5mまで ごとに 4,660円を加 算した額	74,990円に 10mを超える る0.5mまで ごとに 5,560円を加 算した額	681,590円に 10mを超える る0.5mまで ごとに 50,780円を加 算した額	817,910円に 10mを超える る0.5mまで ごとに 60,950円を加 算した額

3 駐車場利用料金の上限額

車両の種類		
原動機付自転車及び二輪自動車	普通自動車	大型自動車
(港湾施設利用者) 1時間につき160円 2時間超の場合420円	(港湾施設利用者) 1時間につき310円 2時間超の場合840円	(港湾施設利用者) 1時間につき630円 2時間超の場合1,680円
(その他の者) 1時間につき160円 4時間超の場合800円	(その他の者) 1時間につき310円 4時間超の場合1,550円	(その他の者) 1時間につき630円 4時間超の場合3,150円

4 港湾管理事務所利用料金の上限額

(1) 会議室利用料金の上限額

区 分	利用料金	
	午前 9 時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 10 時まで
2 階会議室 A	1 時間につき 340 円	1 時間につき 370 円
2 階会議室 B	1 時間につき 420 円	1 時間につき 460 円
3 階多目的室 A	1 時間につき <u>700 円</u>	1 時間につき <u>790 円</u>
3 階多目的室 B	1 時間につき <u>750 円</u>	1 時間につき <u>840 円</u>

(2) シャワー室利用料金の上限額

1 回につき 110 円

(3) 会議室設備利用料金の上限額

1 回につき <u>1,460 円</u>

(4) 船具ロッカー利用料金の上限額

種 別	利用料金	
大型ロッカー	1 箇年につき <u>13,310 円</u>	1 日につき 420 円
小型ロッカー	1 箇年につき <u>6,660 円</u>	1 日につき 210 円

5 舟艇上下架装置利用料金の上限額

1 回につき <u>630 円</u>

【改定前の利用料・利用料金の上限額】

1 係留料（浮棧橋部分に限る。）

施設名	利用の期間	1 箇月未満		1 箇月以上 1 箇年未満		1 箇年	
	単 位	1 日		1 箇月		1 箇年	
	利用者 船 長	県内に住所 を有する者	県外に住所 を有する者	県内に住所 を有する者	県外に住所 を有する者	県内に住所 を有する者	県外に住所 を有する者
本港浮棧橋 新港浮棧橋	6m以下のもの	1,850円	2,260円	32,120円	38,550円	350,410円	420,460円
	6mを超え6.5m以下のもの	2,480円	2,980円	41,780円	50,080円	455,420円	546,520円
	6.5mを超え7m以下のもの	2,650円	3,170円	45,380円	54,490円	506,610円	607,860円
	7mを超え7.5m以下のもの	3,050円	3,720円	51,410円	61,730円	562,180円	674,570円
	7.5mを超え8m以下のもの	3,460円	4,130円	57,170円	68,560円	623,410円	748,130円
	8mを超え8.5m以下のもの	3,850円	4,650円	64,550円	77,410円	703,800円	844,580円
	8.5mを超え9m以下のもの	4,260円	5,070円	72,300円	86,790円	788,460円	946,110円
	9mを超え9.5m以下のもの	4,650円	5,590円	77,940円	93,460円	851,250円	1,021,530円
	9.5mを超え10m以下のもの	4,940円	5,870円	83,560円	100,300円	912,640円	1,095,200円
	10mを超えるもの	4,940円に10mを超える0.5mまでごとに380円を加算した額	5,870円に10mを超える0.5mまでごとに500円を加算した額	83,560円に10mを超える0.5mまでごとに5,590円を加算した額	100,300円に10mを超える0.5mまでごとに6,670円を加算した額	912,640円に10mを超える0.5mまでごとに60,920円を加算した額	1,095,200円に10mを超える0.5mまでごとに73,650円を加算した額

2 陸置料

施設名	利用の期間	1 箇月未満		1 箇月以上 1 箇年未満		1 箇年	
	単 位	1 日		1 箇月		1 箇年	
	利用者 船 長	県内に住所 を有する者	県外に住所 を有する者	県内に住所 を有する者	県外に住所 を有する者	県内に住所 を有する者	県外に住所 を有する者
船舶保管地	4m以下のもの	720円	830円	10,410円	12,490円	122,040円	146,470円
	4mを超え4.5m以下のもの	830円	950円	13,230円	15,950円	144,500円	173,360円
	4.5mを超え5m以下のもの	950円	1,210円	16,310円	19,610円	178,390円	214,130円
	5mを超え5.5m以下のもの	1,080円	1,320円	19,380円	23,300円	211,800円	254,170円
	5.5mを超え6m以下のもの	1,320円	1,580円	22,440円	26,980円	245,320円	294,430円
	6mを超え6.5m以下のもの	1,450円	1,690円	25,020円	30,050円	273,320円	327,960円
	6.5mを超え7m以下のもの	1,690円	2,070円	26,750円	32,140円	306,700円	368,110円

7 mを超え7.5 m以下のもの	1,950円	2,310円	32,140円	38,530円	351,280円	421,520円
7.5mを超え8 m以下のもの	2,190円	2,670円	37,290円	44,800円	407,160円	488,580円
8 mを超え8.5 m以下のもの	2,550円	3,030円	42,450円	50,940円	464,020円	556,840円
8.5mを超え9 m以下のもの	3,030円	3,660円	51,910円	62,360円	566,540円	679,890円
9 mを超え9.5 m以下のもの	3,300円	3,900円	56,230円	67,510円	613,340円	736,010円
9.5 mを超え10 m以下のもの	3,660円	4,390円	61,360円	73,630円	669,200円	803,040円
10mを超えるもの	3,660円に10mを超える0.5mまでごとに250円を加算した額	4,390円に10mを超える0.5mまでごとに290円を加算した額	61,360円に10mを超える0.5mまでごとに4,580円を加算した額	73,630円に10mを超える0.5mまでごとに5,460円を加算した額	669,200円に10mを超える0.5mまでごとに49,860円を加算した額	803,040円に10mを超える0.5mまでごとに59,850円を加算した額

3 駐車場利用料金の上限額

車両の種類		
原動機付自転車及び二輪自動車	普通自動車	大型自動車
(港湾施設利用者) 1時間につき160円 2時間超の場合420円	(港湾施設利用者) 1時間につき310円 2時間超の場合830円	(港湾施設利用者) 1時間につき620円 2時間超の場合1,650円
(その他の者) 1時間につき160円 4時間超の場合800円	(その他の者) 1時間につき310円 4時間超の場合1,550円	(その他の者) 1時間につき620円 4時間超の場合3,100円

4 港湾管理事務所利用料金の上限額

(1) 会議室利用料金の上限額

区 分	利用料金	
	午前9時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
2階会議室A	1時間につき340円	1時間につき370円
2階会議室B	1時間につき420円	1時間につき460円
3階多目的室A	1時間につき690円	1時間につき780円
3階多目的室B	1時間につき740円	1時間につき830円

(2) シャワー室利用料金の上限額

1回につき110円

(3) 会議室設備利用料金の上限額

1回につき1,440円

(4) 船具ロッカー利用料金の上限額

種 別	利用料金	
大型ロッカー	1箇年につき13,070円	1日につき420円
小型ロッカー	1箇年につき6,540円	1日につき210円

5 舟艇上下架装置利用料金の上限額

1回につき620円

問合せ先

神奈川県県土整備局河川下水道部

砂防海岸課審査グループ

電話 045-210-6505